

# 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 分科会運営の手引き

---

【第5版（令和3年4月時点）】

2021年4月

地方創生SDGs官民プラットフォーム運営事務局

## はじめに

『地方創生SDGs官民連携プラットフォーム分科会運営の手引き』は、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）規約第7条の規定に基づき設置される分科会に関して、会員の皆様にその運営についてお知らせするものです。分科会規程と合わせて御参照ください。

なお、本手引きはプラットフォーム運営や分科会を進めるに当たり、事務局が必要と判断した場合にこの内容を改定することがありますので予め御了承ください。

また、本手引きのほか、各種手続きに利用する申請書や資料については、以下の会員専用ページよりダウンロードして御利用ください。

会員専用ページ：<https://future-city.go.jp/platform/download/docs.html>

## 目次

<b>1. 分科会の定義</b> .....	<b>1</b>
1.1 分科会の目的.....	1
1.2 分科会の設置期間.....	1
<b>2. 分科会の提案・メンバー募集</b> .....	<b>2</b>
2.1 分科会の提案.....	2
2.2 分科会メンバーの募集.....	3
2.3 分科会への参加申込.....	3
<b>3. 分科会の運営</b> .....	<b>6</b>
3.1 分科会長の選任.....	6
3.2 分科会の開催.....	6
3.3 分科会開催に伴う費用.....	6
3.4 分科会活動の報告.....	6
3.5 分科会活動を契機とした個別活動の報告.....	7
3.6 分科会の退会.....	7
<b>4. 分科会における検討成果の共有及び秘密保持</b> .....	<b>8</b>
4.1 検討成果の共有.....	8
4.2 秘密保持.....	8
4.3 その他.....	8
<b>5. 現在設置中の分科会一覧</b> .....	<b>9</b>
<b>6. 規約・規程</b> .....	<b>11</b>

# 1. 分科会の定義

## 1.1 分科会の目的

分科会は、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施を行い、この分科会をきっかけとして、地方創生やSDGs達成に資する具体的な事業の創出やその事業を進めるための官民連携を促進することが目的とします。

会員は、分科会を提案することができ、また、設置された分科会への参加が可能です。

<分科会テーマ（例）>



分科会の運営は参加会員の活動に基づき行われ、必要に応じて運営事務局に御相談いただけます。

## 1.2 分科会の設置期間

分科会の設置期間は、原則として、運営事務局への分科会設置の提案後、設置日から当該年度末までとします。ただし、次年度以降も分科会の設置継続を希望される場合は、改めて運営事務局に申し出ることによって引き続き設置することができます（地方創生SDGs官民連携プラットフォーム分科会規定第3条参照）。

## 2. 分科会の提案・メンバー募集

### 2.1 分科会の提案

分科会の提案に当たっては、運営事務局に対して**分科会実施計画書及び概要（様式8-1、8-2）**を提出してください。

- ◆分科会実施計画書（様式8-1）
- ◆分科会実施計画書（概要）（様式8-2）

類似する分科会テーマが複数団体より提案された場合、運営事務局から分科会提案者に対して、共同提案を打診することがあります。

分科会の設置については、幹事会の助言等を踏まえ、事務局において設立の可否を判断し、その結果を分科会提案者にお知らせします。また、幹事会より助言があった場合は、運営事務局よりその内容を分科会提案者にお伝えしますので、必要に応じて実施計画書を修正してください。

なお、分科会提案に当たっては本手引きの内容及び巻末記載の分科会規程を熟読の上、御提案ください。

#### <分科会設置の流れ>

- ① 【会員】実施計画書及び概要の提出
- ② 【事務局】確認・幹事への報告
- ③ 【幹事会】計画書に対する助言
- ④ 【会員】助言を踏まえた計画書の修正
- ⑤ 【事務局】ホームページへの情報掲載、会員への参加募集案内

分科会設置の提案は随時受け付けており、御提出いただいた提案を定期的にとりまとめ、会員に向けて参加募集案内を行います。

- 毎月10日までの受付分→当月末日頃にホームページ掲載・参加募集の案内
- 毎月20日までの受付分→翌月10日頃にホームページ掲載・参加募集の案内

#### <実施計画書作成のポイント>

会員は実施計画書を閲覧し、分科会参加を判断することになります。そのため、実施計画書は分科会の目的や実施項目（予定）、メンバーに期待したい事項など、可能な限り詳細に記載下さい。また、実施計画書概要もあわせて作成の上、ご提出ください。

#### 1) 分科会の概要

- 分科会の目的と解決したい課題を明確に記載ください。
- 具体的活動等は、予定される実施内容に加え、実施場所も具体的に記載ください。
- アウトプットは、分科会に参加し共有できると考えられる知見等を記載ください。

#### 2) 参加メンバーへの期待

- 分科会の目的や解決したい課題から、参加を期待したいメンバーを具体的に記載ください。

- メンバーへの期待は、参加する側が担う役割を記載下さい。参加側がすべきことを事前に理解することは、分科会運営上、重要ですので丁寧に記載ください。

### 3) 実施スケジュール

- 「2」で記載した具体的活動等にあわせて想定スケジュールを記載ください。

## 2.2 分科会メンバーの募集

**分科会メンバーは、会員から組織します。**会員以外の団体を分科会メンバーとして参加させたい場合は、プラットフォームへの入会手続きを経た上での参加としてください。ただし、入会承認待ち等の理由により、会員以外の団体を参加させる場合には、プラットフォームへの入会を前提とし、分科会メンバーの了解を得た上での参加としてください。

なお、分科会に会員以外のものを講師等として招聘する場合は、この限りではありません。

また、分科会メンバーの募集にあたっては、運営事務局よりメールマガジンを用いて会員に案内しますが、事前に個別会員と連携された上で分科会設置を提案いただいてもかまいません。

## 2.3 分科会への参加申込

他会員は分科会募集のメールマガジンを通じて実施計画書及び概要を確認し、参加を希望する場合は分科会提案者に連絡を行い、参加を申し出ます。

申し出があった際、分科会提案者は、活動開始後に活動目的に相違が生じないように、実施計画書の内容をはじめ、分科会の趣旨を丁寧に説明してください（分科会規程第6条二）。

分科会提案者は申し出のあった団体を**分科会メンバー登録票（様式9）**に記載し、運営事務局に提出します。

### ◆分科会メンバー登録票（様式9）

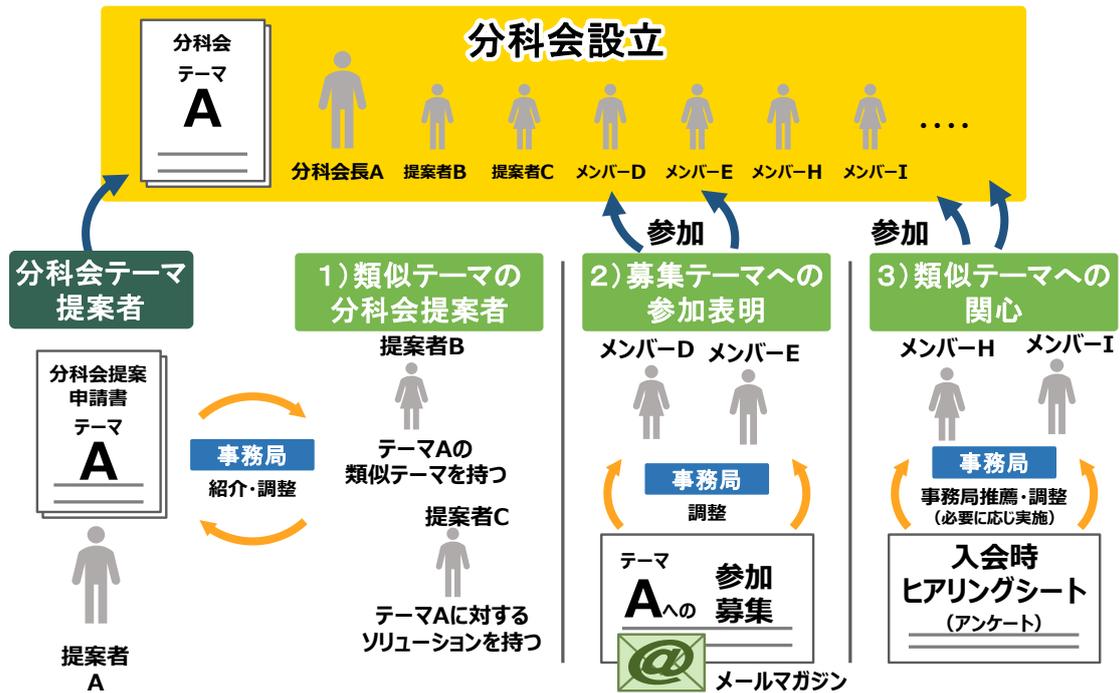
分科会メンバー募集に当たっては、分科会設立後、スムーズに分科会活動が始められるよう、締切日を設けて会員に周知します。

なお分科会メンバーは原則通年募集となりますので、分科会活動開始後であっても、会員から参加希望があった場合は、参加を拒むことはできません。

また、分科会提案者は、参加の可否を分科会設立趣旨、実施計画書の分科会メンバー要件に照らして判断し、それ以外の理由では、原則、参加を拒むことはできません（分科会規程第6条二）。参加を拒否した団体があった場合には、団体名とその理由を、分科会メンバー登録票に記載の上、運営事務局に報告してください。

分科会提案に対して、締切までに参加申込が無かった場合、提案者の要望に応じて、運営事務局側で入会時のアンケート調査等に基づき、会員への参加打診を行います。

<分科会設立にかかる運営事務局の支援>



<メールマガジンにおける分科会メンバー募集文面（イメージ）>

メール件名：【地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム】メールマガジン vol.●●●：2021 年度分科会 1 件メンバー募集

いつもお世話になっております。内閣府及び、運営事務局より御連絡差し上げます。  
メールマガジン vol.●●●

-----

1. 【分科会 1 件メンバー募集】

-----

1. 【分科会 1 件メンバー募集】

設置準備中でした 1 件の分科会が設置されました。  
本日より、会員の皆様から分科会参加メンバー募集を開始いたします。  
この度、参加メンバーの募集を開始いたしますのは、新規分科会 1 件です。  
分科会の内容については、実施計画書を御覧ください。

今回設置される分科会  
【新規 01】：●●● (団体名)  
●●●●● (分科会テーマ)

分科会資料は、下記 URL よりダウンロードをお願いいたします。

<https://future-city.go.jp/platform/download/docs.html>

※上記 URL 内 資料ダウンロード欄の

「NO.7 全分科会実施計画書」「NO.8 全分科会実施計画書（概要）」を御覧ください。

※これまでに設置された分科会の情報を御覧いただけます。

※上位 URL からのダウンロードができない等ございましたら、

お手数ですが事務局へ御一報ください。

分科会への参加を希望される場合は、

「NO.7 全分科会実施計画書」に記載の各分科会担当者様まで、直接、御連絡ください。

分科会の趣旨の説明を受け、御理解いただいた上で、参加申し込みを行ってください。

また、分科会の今年度初期メンバー参加状況を確認したく、

以下の期間内に御検討いただければ幸いです。

初期メンバー申込期限：2021年●月●日（●）～2021年●月●日（●）

上記募集期間は、当面の参加状況を把握するために設けた期間です。

その後も、継続して参加応募を各団体にて受け付けます。

### 3. 分科会の運営

#### 3.1 分科会長の選任

分科会の運営に当たって、分科会の設置を提案する会員の中から分科会長（1名）を置いてください（分科会規程第7条）。分科会の運営上、分科会提案者が分科会長を務めることを原則としますが、分科会提案者及び分科会メンバーの同意があれば、分科会メンバーが分科会長を務めることも可能です。

また、必要に応じて、分科会長は、分科会の運営を補佐する副分科会長を指名することができます（分科会規程第7条）。

分科会の運営は、原則、分科会提案者の実施計画書の内容を基本としますが、分科会開始時に分科会長を中心として、メンバーと協議の上、分科会の目標や議題、進め方等を定めてください。

#### 3.2 分科会の開催

分科会は、原則分科会長が招集し、分科会長が会議を進行してください。なお、会議の形態によっては、分科会メンバーが進行を行うことも認められます。

<想定される会議の形態>

- ▶ 分科会メンバーからなる勉強会・研究会
- ▶ 分科会メンバー以外に講師を招聘しての勉強会・研究会
- ▶ 分科会メンバーが主催・共催するイベント
- ▶ SDGsにかかるとのイベントへの参加
- ▶ SDGsにかかるとの先進事例の視察 など

なお、実施計画書に記載のない計画の追加等、分科会活動に大きな変更が生じる場合は、分科会メンバーの過半数出席のもと、出席した分科会メンバーの過半数で決し、可否同数の場合は、分科会長が議決します（分科会規程第8条参照）。

#### 3.3 分科会開催に伴う費用

分科会の役員の報酬は、無償とします。また、会議等に必要となる費用は、メンバー間での自己負担とします。

#### 3.4 分科会活動の報告

分科会の活動内容について、ホームページ内の個々の分科会紹介ページに進捗報告を掲載できます。より多くの会員に分科会活動に関心を持っていただけるほか、会員以外の方への情報発信にも繋がります。

**掲載を希望される場合は、分科会活動進捗状況報告シート（様式10）**を作成の上、ご提出ください。

◆分科会活動進捗状況報告シート（様式10）

また、1年間の分科会活動の成果報告として、**2月末までに分科会活動報告書（様式11-1、様式11-2）**を取りまとめ、運営事務局にご提出ください。（分科会規程第5条）こちらの報告もホームページに掲載します。

◆分科会活動報告書（様式11-1）

◆分科会活動報告書（概要）（様式11-2）

### 3.5 分科会活動を契機とした個別活動の報告

分科会メンバー全員又は一部が個別活動（詳細な研究、具体プロジェクト検討等）に発展した場合には、その個別活動について**マッチング報告シート（様式6）**により運営事務局に報告してください。

上記のような活動を妨げることはありませんが、その活動の発展については、運営事務局として把握する必要があるため、ご協力をお願いします。

◆マッチング報告シート（様式6）

### 3.6 分科会の退会

分科会メンバーは、分科会長に申し出ることにより、いつでも分科会を退会することができます。分科会長は、分科会メンバーより退会の申し出があった場合には、分科会メンバー登録票を修正の上、運営事務局に再提出してください。

なお、退会した分科会メンバーは、退会後も分科会活動において知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません（本手引き4. 参照）。

## 4. 分科会における検討成果の共有及び秘密保持

### 4.1 検討成果の共有

分科会の活動報告及び検討成果（以下「検討成果」という。）は、プラットフォーム共有の情報として、メールマガジン等により会員に共有します。検討成果は、自由に利用することができます。

ただし、検討成果等に技術的な開発成果等、他の会員に共有することが望ましくない知見や情報が含まれると分科会が判断した場合には、分科会活動報告において「非公開情報」と記載し、運営事務局に申し出てください。

### 4.2 秘密保持

分科会メンバーは、分科会活動において知り得た他の分科会メンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他の分科会メンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、事前に情報提供者の同意を得た場合には、この限りではありません。

### 4.3 その他

分科会がその活動によって生じた検討成果について、知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合は、予め運営事務局に当該内容を報告してください。その取扱いについて協議します。

## 5. 現在設置中の分科会一覧

各分科会の活動内容はホームページ上で公開しています。

<参考：2020年度分科会一覧(2021年3月時点)>

継続分科会 継01～継27

番号	提案者名	テーマ	SDGs 17ゴール
継01	NPO法人ユニグラウンド	資源360°	
継02	バリュードライバーズ株式会社	食品ロス分科会	
継03	国際航業株式会社(代表) ESRIジャパン株式会社	日本版SDGsの指標ならびにGISを活用した可視化検討	
継04	モバイルソリューション株式会社	地方創生の為の地域エネルギービジネスの創出	
継05	神奈川県	SDGs社会的投資促進分科会	
継06	西武信用金庫	SDGs普及促進のための地域金融機関の役割を考え具体的な取組みの発展と創出を目指す	
継07	内閣府	企業版ふるさと納税分科会	
継08	国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)	地域産学官社会連携	
継09	株式会社JTB 株式会社JTB総合研究所	“観光を通じた地方創生のSDGs達成貢献”に関する勉強会	
継10	国立大学法人長崎大学	島嶼SDGs～「住み続けたい」を支えるための、島における社会・環境・経済の調和した自立的発展のための取り組み～	
継11	一般社団法人ソーシャルプロダクツ普及推進協会	価値共創によるソーシャルプロダクツの開発	
継12	株式会社ポリテック・エイティディ 大日本コンサルタント株式会社 MS&ADインターリスク総研株式会社	「自然資本」でワッショイ！SDGs達成をもっと盛り上げる分科会	
継13	北九州市、香崎市、熊本県小国町	A L L九州SDGsネットワーク	
継14	一般社団法人日本経営士会(AMCJ)①	中小企業・サプライチェーンにSDGs・CSR・環境経営の普及	
継15	翔飛工業株式会社	廃棄物削減と持続可能なリサイクル化について検討	
継16	一般社団法人日本経営士会(AMCJ)②	SDGsを^とした非財務的要素による中小企業と信評価指標の開発	
継17	一般社団法人日本医食促進協会	メディシェフ(医学とおいしさの技術)で健康になる食文化を創る	
継18	一般社団法人 PMI日本支部	SDGsスタートアップ研究 ～アジャイル・アプローチ～	
継19	公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)	「自発的自治体レビュー」(Voluntary Local/Regional Review)研究会	
継20	青山学院ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社(青山学院ハイコン・代表) 株式会社ソフィアコミュニケーションズ	SDGs & ESG & CSVビジネスモデルと人材育成	

継21	一般社団法人 社会デザイン協会	地域人材育成のための分科会	
継22	特定非営利活動法人フォーエヴァーグリーン	私たちはお金を創ります。-ソーシャルマネープロジェクト-	
継23	特定非営利活動法人フォーエヴァーグリーン	SDGsを理解し合うヒント Hi-エンゲージメント-	
継24	一般社団法人ナショナルパークスジャパン	国立公園における SDGs地方創生に資するビジネスを創出する官民連携分科会	
継25	一般社団法人日本技術者連盟	動画サイトを活用して、企業のSDGs活動の可視化とプロモーション効果の最大化	
継26	経営標準化機構株式会社	国民的SDGsを実現する 地方創生 と 中小企業版SDGs経営	
継27	経営標準化機構株式会社	「日本型金融排除」のない社会へ ～事業性評価エコシステム～	

## 新規分科会 新01～新20

新01	スマートワーク株式会社	地方創生SDGsを通じたデジタルワークファクトリー構想	
新02	一般社団法人SDGs未来投資研究所	SDGsのためのフードスタディーズ研究会 「Food Studies for SDGs research Institute 略称：FSRI」	
新03	一般社団法人日本技術者連盟	ALLジャパンものづくりインターネットEXPO	
新04	内閣府地方創生推進事務局	自治体向け地方創生SDGs オンライン相談分科会	
新05	PwCコンサルティング合同会社	パンデミックや災害に対するレジリエントなまちづくり	
新06	パワーネクスト株式会社	小売電気事業を活用した地域経済循環の検討	
新07	株式会社エルブズ	シニアのQOL向上を支援するAIプラットフォームの実現	
新08	株式会社駅探	スマートフォンを活用した観光型MaaSに関する勉強会	
新09	特定非営利活動法人インターナショナル世界平和の響き	平和のイベントを通じて「人の心の中に平和のとどりを築」いて参りましょう！	
新10	一般社団法人電気安全環境研究所	安全（製品安全・消費者安全）とSDGs	
新11	株式会社スタイルエージェント	ファッションで考える持続可能目標と認証ブランドへの取り組み	
新12	一般社団法人地域社会活性化支援機構	健康まちづくり分科会	
新13	一般財団法人日本品質保証機構	地方を元気にするSDGs登録・認証制度分科会	
新14	モバイルソリューション株式会社	海外自治体との連携及び海外人材の活用による地方創生の実現	
新15	株式会社エイアンドピーブル	SDGs達成のための伝達術「ブレイン・ランゲージ」	
新16	東京理科大学イノベーション・キャピタル株式会社	SDGs産学官民事業創生・地方創生・教育創生連携ネットワーク	
新17	株式会社DeNA川崎プレイバサダース	プロスポーツを活用したSDGs推進のための検討	
新18	The Sempo Project LLC	Project Super Japaneseを活用した地方創生SDGsの積極的推進	
新19	NGO ILFA	災害時情報共有一元化プラットフォーム	
新20	おはようトラベル株式会社（ユニバーサルツーリズムセンターむさしの）	高齢者・障がい者の旅行の環境整備宣言によるユニバーサルツーリズムの推進と地域振興	

## 6. 規約・規程

### 地方創生SDGs官民連携プラットフォーム 分科会規程

平成30年8月31日

(一部改訂 平成31年4月4日)

#### (趣旨)

第1条 この規程は、地方創生SDGs官民連携プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）規約第7条の規定に基づき設置される、分科会に関し必要な事項を定める。

#### (目的)

第2条 分科会は、プラットフォームの会員（以下「会員」という。）間で、共通の問題や課題に対する検討の実施、知見の共有及び取組の具体化に向けた調査・検討の実施などを行うことを目的とする。

#### (設置期間)

第3条 分科会の設置期間は原則として、設置日から当該年度末とする。

#### (活動計画)

第4条 分科会の設置又は設置期間の延長を希望する会員は、年間の活動計画を所定の書式でプラットフォーム事務局（以下「事務局」という。）に提出する。

#### (活動報告)

第5条 分科会は、当該年度末までに、活動報告を所定の書式で事務局に提出する。

#### (メンバー)

- 第6条 分科会の構成員（以下「メンバー」という。）は、会員から組織する。
- 二 メンバーの募集に当たっては、設立時を含め会員に対して十分な告知を行うものとし、分科会長が特に分科会活動に悪影響を及ぼすと判断した場合を除き、会員は参加を阻まれない。
  - 三 メンバーは、いつでも分科会を退会することができる。ただし、退会後も第11条を遵守する。

#### (役員)

- 第7条 分科会に、分科会長1名を置く。
- 二 分科会長は、分科会の設置を提案する会員とする。
  - 三 分科会長は、メンバーのうちから副分科会長を指名することができる。
  - 四 分科会長及び副分科会長の任期は設置日から当該年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

五 分科会長は、分科会を代表し、会を運営する。

六 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 分科会の会議は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

二 分科会における議決事項がある場合は、メンバーの過半数出席のもと、出席したメンバーの過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

三 分科会長は、必要に応じて、メンバー以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。この場合、当該出席者に第11条を遵守させるよう必要な措置をとらなければならない。

(報酬及び費用)

第9条 分科会の役員の報酬は、無償とする。また、会議等に要する費用は、特に事務局からの提供がない限りは、メンバー間での自己負担とする。

(成果の報告)

第10条 分科会活動により生じたアイデア、知見その他の成果（以下「検討成果」という。）がある場合、分科会は、随時事務局へ所定の書式で報告するものとする。

(秘密保持)

第11条 メンバーは、分科会活動において知得した他のメンバーの技術的な情報及び相互の接触交流により知り得た他のメンバーの秘密を第三者に開示又は漏洩をしてはならない。ただし、事前に相手方の同意を得た場合はこの限りでない。

(検討成果等の取扱い)

第12条 分科会の活動計画、活動報告及び検討成果（以下「検討成果等」という。）は、事務局を通じ、会員に共有され、会員及び事務局は検討成果等を自由に利用することができる。

二 前項の規定にかかわらず、検討成果等に、技術的な開発成果等他の会員に共有することが望ましくない知見及び情報等が含まれると分科会が判断した場合、分科会は、事務局と検討成果等の取扱いについて協議するものとする。

三 分科会は、検討成果等について知的財産権（特許、意匠、実用新案、商標及び著作権を含む。）に関する出願等を検討する場合、予め事務局に当該内容を報告し、取扱いについて協議するものとする。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月4日から施行する。